

【要求水準書】

No.	章・節・項及び項目名等	頁	修正前（令和 7 年 3 月公募時）	修正後 ※修正箇所赤字・赤枠
●	第 2 3.（3）夜間営業（開園時間の延長等）について	P30	（入園料等の徴収業務の引継ぎ） ・夜間営業における入退園のゲートは新昭島口ゲートエリアに限定するものとする。	（入園料等の徴収業務の引継ぎ） ・夜間営業における入退園のゲートは新昭島口ゲートエリアに原則限定するものとする。ただし、安全確保・管理体制・動線分離など安全性・実現可能性等について十分配慮する場合には、当該エリア以外からの夜間の入退園する提案を行い、かつ国及び公園運営維持管理業務事業者と協議することは可能とする。